

# 秋田県公報

## 目 次

告示

- 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による介護機関の指定(六・福祉政策課)……………1
- 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定介護機関の変更(七・福祉政策課)……………2

名 称	開設者氏名又は名称	所 在 地	サービスの種類	指 定 年 月 日
男鹿市中央デイサービスセンター	社会福祉法人 男鹿市社会福祉協議会 会長	男鹿市船川港船川字片田七十四	通所介護、介護予防通所介護	平成二十年十二月一日
特別養護老人ホーム愛幸園	社会福祉法人 大仙ふくし会 理事	大仙市神宮寺字本郷道南七十八番地	介護老人福祉施設	平成二十年十二月二十六日
愛幸園短期入所生活介護事業所	社会福祉法人 大仙ふくし会 理事	大仙市神宮寺字本郷道南七十八番地	短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護	平成二十年十二月二十六日
愛幸園デイサービスセンター	社会福祉法人 大仙ふくし会 理事	大仙市神宮寺字本郷道南七十八番地	通所介護、介護予防通所介護	平成二十年十二月二十六日
ケアタウンたかのす居宅介護支援事業所	社会福祉法人 北秋田市社会福祉協議会 会長	北秋田市脇神字南陣場岱十番地	居宅介護支援事業	平成二十年十二月二十五日
ケアタウンたかのす指定短期入所生活介護事業所	社会福祉法人 北秋田市社会福祉協議会 会長	北秋田市脇神字南陣場岱十番地	短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護	平成二十年十二月二十五日
ケアタウンたかのす指定通所介護事業所	社会福祉法人 北秋田市社会福祉協議会 会長	北秋田市脇神字南陣場岱十番地	通所介護、介護予防通所介護	平成二十年十二月二十五日
補助器具センターたかのす	社会福祉法人 北秋田市社会福祉協議会 会長	北秋田市脇神字南陣場岱十番地	福祉用具貸与、介護予防福祉用具貸与	平成二十年十二月二十五日
サポートハウスたかのす指定通所介護事業所	社会福祉法人 北秋田市社会福祉協議会 会長	北秋田市脇神字南陣場岱十番地	通所介護、介護予防通所介護	平成二十年十二月二十五日
介護老人保健施設ケアタウンたかのす	北秋田市長	北秋田市脇神字南陣場岱十番地	介護老人保健施設	平成二十年十二月二十七日

- 生活保護法による指定医療機関の事業の廃止(八・福祉政策課)……………3
- 生活保護法による指定施術者の廃止(九・福祉政策課)……………3
- 生活保護法による医療機関の指定(一〇・福祉政策課)……………3
- 生活保護法による施術者の指定(一一・福祉政策課)……………4
- 生活保護法による指定医療機関の変更(一二・福祉政策課)……………4
- 生活保護法による介護機関の指定(一三・福祉政策課)……………4
- 公の施設の指定管理者の指定(一四・男女共同参画課)……………4
- 公の施設の指定管理者の指定(一五・自然保護課)……………5
- 公の施設の指定管理者の指定(一六・観光課)……………5
- 都市計画の変更及び都市計画の図書の縦覧(一七・都市計画課)……………5
- 公の施設の指定管理者の指定(一八・下水道課)……………5
- 公の施設の指定管理者の指定(一九・港湾空港課)……………5

公告

- 特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請(地域活動支援室)……………5

教育委員会告示

- 公の施設の指定管理者の指定(二・保健体育課)……………6
- 選挙管理委員会告示
- 公職選挙執行規程の一部を改正する規程(二)……………6

### 秋田県告示第六号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)第五十四条の二第一項の規定により、介護支援給付のための介護を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定に基づき、告示する。

平成二十一年一月九日

秋田県知事 寺 田 典 城

ビスター横手介護予防デザイナー ビスセンターかがやき	社会福祉法人 相和会 理事長	横手市上境字谷地中百三十六番地	通所介護	平成二十年十二月一日
福祉用具レンタルセンターはあ と	財団法人たかのす福祉公社 理事長	北秋田市大町八番二十三号	福祉用具貸与、介護予防 福祉用具貸与、特定介護予防 福祉用具販売	平成二十年四月一日
訪問看護ステーション かつら	北秋田市上小阿仁村病院組合 管理 者	北秋田市米内沢字林の腰三番地	訪問看護	平成二十年十二月八日
男鹿市北部デイサービスセン ター	社会福祉法人 男鹿市社会福祉協 議会 会長	男鹿市北浦北浦字平岱山二番地二十四	通所介護、介護予防通所 介護	平成二十年十二月四日
ケアプランセンター萌木	有限会社 エム・ズ 代表取締役	能代市字田子向八十一番地五	居宅介護支援事業	平成二十年十二月十五日
美郷町社会福祉協議会通所介護 事業所	社会福祉法人 美郷町社会福祉協 議会 会長	仙北郡美郷町土崎字上野乙六番地一	通所介護、介護予防通所 介護	平成二十年十二月十一日
横手市南部地域包括支援セン ター	横手市長	横手市十文字町植田字一ト市三百三十番地	介護予防支援事業	平成二十年四月一日
横手市東部地域包括支援セン ター	横手市長	横手市横山町三番十二号	介護予防支援事業	平成二十年四月一日

秋田県告示第七号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支  
援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項におい  
てその例によることとされる生活保護法（昭和二十五年法律第百

四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条  
の二の規定により、次のとおり指定介護機関から変更の届出が  
あったので、同法第五十五条の二第二号の規定に基づき、告示す  
る。

平成二十一年一月九日

秋田県知事 寺 田 典 城

名 称	開設者氏名又は名称	所 在 地	変 更 事 項		サービスの種類	変 更 年 月 日
			変 更 前	変 更 後		
横手市西部地域包括支援 センター	横手市長	横手市大森町字菅生田二百四十五番 地二百六	横手市地域包括支援セ ンター	横手市西部地域包括支 援センター	介護予防支援事業	平成二十年四月一日
居宅介護支援事業所 はあと	財団法人たかのす福祉公社 理事長	北秋田市大町八番二十三号	ケアタウンたかのす居 宅介護支援事業所	居宅介護支援事業所 はあと	居宅介護支援事業	平成二十年四月一日
訪問看護ステーション はあと	財団法人たかのす福祉公社 理事長	北秋田市大町八番二十三号	北秋田市訪問看護ス テーション	訪問看護ステーション はあと	訪問看護、介護予 防訪問看護	平成二十年四月一日

男鹿市地域包括支援センター	男鹿市長	男鹿市船川港船川字泉台六十六ー一	男鹿市船川港船川字片田七十四番地	男鹿市船川港船川字泉台六十六ー一	介護予防支援事業	平成二十年四月一日
---------------	------	------------------	------------------	------------------	----------	-----------

**秋田県告示第八号**  
 生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例による）  
 こととされる生活保護法の規定を含む。以下同じ。）第五十条の二の規定により、次のとおり指定医療機関から事業の廃止の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定に基づき、告示する。  
 平成二十一年一月九日  
 秋田県知事 寺田典城

医療法人仁恵会 佐藤病院	開設者氏名又は名称	湯沢市愛宕町一丁目八番十号	所在地	廃止年月日
医療法人仁恵会 佐藤病院	株式会社 富士ファミリーファーマシー 代表取締役	北秋田郡上小阿仁村小沢田字向川原二百三十一		平成二十年十月三十一日
わかば薬局 上小阿仁店				平成二十年十一月三十日

**秋田県告示第九号**  
 生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例による）  
 こととされる生活保護法の規定を含む。以下同じ。）第五十五条の規定により、次のとおり指定医療者から廃止の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定に基づき、告示する。  
 平成二十一年一月九日  
 秋田県知事 寺田典城

氏名	藤島 弘行	施術所の名称	萬整骨院	施術所の所在地	大館市赤館町四一五	廃止年月日	平成二十年八月三十一日
----	-------	--------	------	---------	-----------	-------	-------------

**秋田県告示第十号**  
 生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例による）  
 こととされる生活保護法の規定を含む。以下同じ。）第四十九条の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定に基づき、告示する。  
 平成二十一年一月九日  
 秋田県知事 寺田典城

名 称	医療法人仁恵会 佐藤病院	開設者氏名又は名称	医療法人仁恵会 理事長	所 在 地	湯沢市字中屋敷七十五番地	サービスの種類	精神科	指定年月日	平成二十年十一月一日
-----	--------------	-----------	-------------	-------	--------------	---------	-----	-------	------------

秋田県告示第十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例による

こととされる生活保護法の規定を含む。以下同じ。）第五十五条において準用する同法第四十九条の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための施術を担当させる施術者を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定に基づき、告示す

平成二十一年一月九日

秋田県知事 寺田典城

氏名	藤島 弘行	施術所の名称	萬整骨院	施術所の所在地	大館市赤館町四一三	業務の種類	柔道整復	指定年月日	平成二十年九月一日
	渡辺 浩太		わたなべ鍼灸接骨院		能代市字沼ノ上十四一十五		あん摩マッサージ指圧		平成二十年十二月一日

秋田県告示第十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律

（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。以下同じ。）第五十条の二の規定により、次のとおり指定医療機関から変更の届出があつ

たので、同法第五十五条の二第二号の規定に基づき、告示する。

平成二十一年一月九日

秋田県知事 寺田典城

名称	医療法人健永会 明日実病院	開設者氏名又は名称	医療法人健永会 明日実病院 理事長		所在地	大館市御成町三丁目二番三号		変更事項	変更前	医療法人愛生会 石田病院	変更後	医療法人健永会 明日実病院	変更年月日	平成二十年十二月一日

秋田県告示第十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例による

こととされる生活保護法の規定を含む。以下同じ。）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助及び介護支援給付のための介護を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定に基づき、告示する。

平成二十一年一月九日

秋田県知事 寺田典城

名称	シヨートステイはあと	開設者氏名又は名称	有限会社 ケアマナジメント 取締役	所在地	潟上市飯田川飯塚字家の越四十一一	サービスの種類	短期入所生活介護	指定年月日	平成二十年十二月一日
----	------------	-----------	-------------------	-----	------------------	---------	----------	-------	------------

秋田県告示第十四号

秋田県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例

（平成十七年秋田県条例第三号）第六条の規定により、次のとおり秋田県中央男女共同参画センターの指定管理者を指定したの

で、同条例第八条の規定に基づき、公告する。

平成二十一年一月九日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 指定管理者の住所及び名称

秋田市広面碓八十四番地五

NPO法人いきいきFネット秋田

二 指定の期間

平成二十一年四月一日から平成二十六年三月三十一日まで

秋田県告示第十五号

秋田県公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成十七年秋田県条例第三号)第六条の規定により、次のとおり秋田県環境と文化のむらの指定管理者を指定したので、同条例第八条の規定に基づき、公告する。

平成二十一年一月九日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 指定管理者の住所及び名称

秋田市川尻御休町四番二十七号

むつみ造園土木株式会社

二 指定の期間

平成二十一年四月一日から平成二十六年三月三十一日まで

秋田県告示第十六号

秋田県公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成十七年秋田県条例第三号)第六条の規定により、次のとおり秋田県立男鹿水族館の指定管理者を指定したので、同条例第八条の規定に基づき、公告する。

平成二十一年一月九日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 指定管理者の住所及び名称

男鹿市戸賀塩浜字壺ヶ沢九十三番地先

株式会社男鹿水族館

二 指定の期間

平成二十一年四月一日から平成二十六年三月三十一日まで

秋田県告示第十七号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、都市計画を変更したので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定に基づき、次のとおり告示し、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定に基づき、当該都市計画の図書を建設交通都市計画課に備え置いて縦覧に供す

る。

平成二十一年一月九日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 都市計画の種類及び名称

横手都市計画道路(三・四・十四号桜沢団地線)の変更

都市計画を変更した土地の区域

削除した部分 横手市柳田、字新藤及び字礼塚

三 都市計画の変更年月日 平成二十一年一月九日

秋田県告示第十八号

秋田県公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成十七年秋田県条例第三号)第六条の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定したので、同条例第八条の規定に基づき、公告する。

平成二十一年一月九日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 秋田県秋田湾・雄物川流域下水道(臨海処理区)

(一) 指定管理者の住所及び名称

秋田市山王二丁目二番四号

東北環境管理株式会社

(二) 指定の期間

平成二十一年四月一日から平成二十四年三月三十一日まで

二 秋田県秋田湾・雄物川流域下水道(大曲及び横手処理区)

(一) 指定管理者の住所及び名称

大仙市大曲花園町一番一号

株式会社県南環境保全センター

(二) 指定の期間

平成二十一年四月一日から平成二十四年三月三十一日まで

三 秋田県米代川流域下水道及び十和田湖公共下水道

(一) 指定管理者の住所及び名称

大館市字長木川南二百六十二番地二

株式会社県北環境保全センター

(二) 指定の期間

平成二十一年四月一日から平成二十四年三月三十一日まで

秋田県告示第十九号

秋田県公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成十七年秋田県条例第三号)第六条の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定したので、同条例第八条の規定に基づき、公告する。

平成二十一年一月九日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 マリーナ施設

(一) 指定管理者の住所及び名称

秋田市飯島字堀川百十八番地

株式会社マリーナ秋田

(二) 指定の期間

平成二十一年四月一日から平成二十六年三月三十一日まで

二 船川港金川多目的広場

(一) 指定管理者の住所及び名称

男鹿市船川港船川字泉台六十六番地の一

男鹿市

(二) 指定の期間

平成二十一年四月一日から平成二十六年三月三十一日まで

公 告

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により、特定非営利活動法人から次のとおり定款変更の認証の申請があつたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定に基づき、公告する。

平成二十一年一月九日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 申請のあつた年月日

平成二十年十二月十八日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 はまなす会 ゆうゆう作業所

三 代表者の氏名

佐々木 建 夫

四 主たる事務所の所在地

秋田県由利本荘市西目町出戸字浜山二百三十二番地

五 定款に記載された目的

この法人は、地域に在住する障害者に対して、自立支援、就労支援等の機能を充実強化するため障害者自立支援法に基づくサービスを提供する事業及び地域住民と共に住みよい環境づくりに関する活動や交流する機会をととして、社会参加、福祉の向上に寄与することを目的とする。

六 定款の変更内容

(一) 名称の変更

(二) 事業の変更

教育委員会告示

秋田県教育委員会告示第一号

秋田県公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成十七年秋田県条例第三号)第六条の規定により、次のとおり秋田県立武道館の指定管理者を指定したので、同条例第八条の規定に基づき、公告する。

平成二十一年一月九日

秋田県教育委員会委員長 北林 真知子

一 指定管理者の住所及び名称

秋田市新屋町字砂奴寄四番六

財団法人 秋田県総合公社

二 指定の期間

平成二十一年四月一日から平成二十六年三月三十一日まで

選挙管理委員会告示

秋選管告示第一号

公職選挙執行規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成二十一年一月九日

秋田県選挙管理委員会委員長 田中 伸一

公職選挙執行規程の一部を改正する規程

公職選挙執行規程(昭和三十四年秋選管告示第二号)の一部を、次のように改正する。

別表第一中

石田病院

大館市御成町三丁目二番三号

医療法人健永会明日実病院

大館市御成町三丁目二番三号

改める。

附則

この規程は、公布の日から施行する。

発行者 秋田県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金 一月三千六百七十五円(税込)

印刷所

秋田市山王七丁目五番二十九号  
株式会社 松原印刷社  
電話(83)八七六六 FAX(83)〇〇〇五  
E-mail:matsubara@matsubarainatsu.co.jp

印刷者 秋田市山王七丁目五番二十九号 松原繁雄